

● PCB廃棄物の適正な保管について

● 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（罰則：30万円以下の罰金）

PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるため、廃棄物処理法に基づき、事業場ごとに次のいずれかの資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

- ① 学歴、履修した学科に応じて必要な廃棄物処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ② 10年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ③ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の修了者

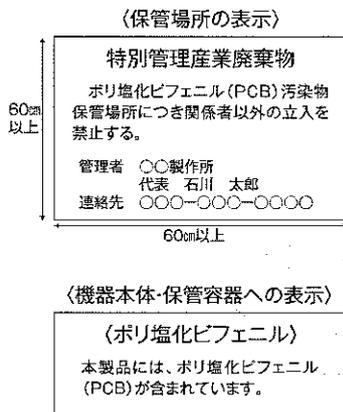
● PCB廃棄物の保管基準（基準に適合しない場合は改善命令の対象となります）

- ・ 周囲に囲いを設置すること。
- ・ 見やすい箇所に次の事項を記載した掲示板（縦×横 各60cm以上）を設置すること。
- ・ 特別管理産業廃棄物の保管場所であること
 - ・ 特別管理産業廃棄物の種類
 - ・ 保管場所の管理者の氏名(名称)・連絡先
- ・ 飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- ・ 保管場所にネズミが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ・ 他の物が混入するおそれがないように仕切りを設けること等の必要な措置を講ずること。
- ・ 容器に入れ密封するなどPCB廃棄物の揮発防止のための必要な措置を講ずること。
- ・ PCB廃棄物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- ・ PCB廃棄物の腐食を防止するために必要な措置を講ずること。

<適正な保管の例>

- ・ 屋根のある建屋内に保管してください。
また、掲示板を設置し、機器本体・保管容器にも表示してください。
- ・ 飛散・流出を防止するため、保管容器は蓋つきで、油量に対して十分な容量を有するものを使い、万一の漏れに備え、金属製容器、オイルパン（油の受け皿）等で保管してください。
また、地下浸透防止のため、ひび割れや継ぎ目のないコンクリート床、樹脂コーティング床などで保管してください。
- ・ 紛失を防止するため、PCB廃棄物以外の物と一緒に保管しないでください。
- ・ 高温となる場所（ボイラー室など）での保管は、禁止されています。
- ・ 腐食を防止するため、温度・湿度の高いところは避け、雨漏りに注意してください。腐食により漏れが懸念される場合は、金属製容器に保管するなどによる流出防止対策を行ってください。
- ・ 転倒を防止するため、容器への収納やロープで固定するなどにより、容易に倒れないようにしてください。

※掲示板の例



※保管の例

